

県有林における企業の森づくり活動実施方針

(一部改正 平成 22 年 1 月 5 日)

(一部改正 平成 30 年 4 月 5 日)

(一部改正 令和 3 年 3 月 31 日)

第1 趣旨

本方針は、企業、NPO、地域住民等の組織する団体等(以下「企業等」という。)が社会貢献活動として県有林の一部において森林整備等を実施する場合の手続き、実施方法等を定め、県有林が果たしている公益的機能の向上を図りつつ、森林・林業に対する理解を深めることを目的とする。

第2 実施主体の要件

社会貢献活動のフィールドとして県有林を活用することができる企業等の要件は、県有林の森林整備等に自主的に参画する意思を持つ企業等とする。

第3 社会貢献活動の内容

この要領において、「企業の社会貢献活動」(以下「活動」という。)とは、県有林が果たしている県土の保全、水源のかん養及び自然環境の保全等の公益的機能を増進するための活動とする。

第4 実施主体の募集及び選定

- 1 活動を希望する企業等は、あらかじめ農林水産部長(以下「部長」という。)と協議(別紙様式第1号)しなければならない。
- 2 部長は、協議の内容等から、実施主体の要件、活動の構想等を審査し、実施主体としての適否を決定するものとする。
- 3 部長は、実施主体として選定した企業等について、その結果を通知(別紙様式第2号—1)するとともに、活動希望地を所管する農林総合事務所長または農林事務所長(以下「所長」という。)に協議結果を通知(別紙様式第2号—2)するものとする。

第5 使用許可申請等

実施主体として選定された企業等は、県営林管理要領(以下「管理要領」という。)にもとづき使用許可申請書を提出する他、次に掲げる事項を記載した「実施計画書」(別紙様式第3号)を所長に提出しなければならない。

- (1)活動の実施時期
- (2)活動を実施する県有林の場所
- (3)活動の項目(造林・間伐・保育・調査等の作業の種類)
- (4)活動の内容(実施方針、実施方法、実施時期及び内容)
- (5)活動責任者の氏名及び連絡先
- (6)位置図
- (7)活動区域図
- (8)その他必要な事項

2 所長は、使用許可申請を審査の上、管理要領にもとづき調査書を付して部長に進達する。なお、企業等が実施計画書を策定するに当たり、必要に応じて助言及び支援を行うものとする。

3 部長は前項の調査書にもとづき使用許可指令書を作成し、所長を経由して実施主体に交付するものとする。

第6 協定の締結等

- 1 所長は、使用許可指令書の交付にあわせ、協定の目的、活動区域の位置・面積、安全確保の措置、山火事防止等の措置、その他必要事項を記載した協定書(別紙様式第4号)により企業と協定を締結するものとする。
- 2 協定の有効期間は5年以内とし、必要に応じ更新できるものとする。
- 3 所長は、次に該当する場合は、協定を破棄することができるものとする。
 - (1)活動区域の県有林に係る法令等に違反する行為があった場合
 - (2)本方針、協定に違反する行為があり、所長の指導に従わない場合
 - (3)協定に基づいた活動の実施の見込みがない場合、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
 - (4)活動区域の全部又は一部を公共用、公用又は公益的事業の用に供する必要が生じた場合
 - (5)県有林の管理・運営に支障を及ぼし又は支障を及ぼすものと認められる場合
 - (6)その他必要が生じた場合
- 4 協定の内容について変更の必要が生じた場合には、所長と企業等は協議を行い、変更協定を締結できるものとする。(別紙様式第6号)
- 5 所長は、協定を締結したときは、協定書の写しを付して部長に報告するものとする。

また協定を破棄又は変更したときは、その理由を記載した文書を付して部長に報告するものとする。
- 6 協定書の締結は、県が当該県有林の管理のため自ら行う森林整備等の行為を妨げるものではない。

第7 活動の実施

活動の実施にあたっては、次によるものとする。

- 1 企業等は、使用許可指令書ならびに協定書に基づき、確実に活動を実施するものとする。なお、所長は必要に応じ、活動に立ち会うことができるものとし、その内容について公表できるものとする。
- 2 企業等は、各種法令を遵守するとともに、活動区域に関係する各種団体、近隣住民等に配慮し、円滑に活動を進めなければならない。
- 3 企業等は、森林整備・自然環境保全等についての知識・技術を有する指導者を確保するものとする。
- 4 企業等は、年度途中で活動の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ所長に連絡、調整を行い、必要に応じて「変更実施計画書」を提出するものとする。
- 5 企業等は、活動における参加者の安全の確保に努めるとともに、事故防止、保険加入等の措置を講じるものとする。なお、活動に伴い発生した事故について、県は一切の責任を負わない。
- 6 企業等は、活動区域以外の県有林に立ち入り、立木等の損傷をしてはならない。また、道路敷きを含め林内で火気を使用してはならない。
- 7 企業等の責に帰すべき事由により県有財産に損害を与えた場合には、企業は賠償責任を負う。
- 8 企業等は、活動によって生じた間伐材や林産物を活動区域から持ち出してはならな

い。ただし、所長と協議し、所長がこれを認めた場合は、間伐材や林産物を活動区域から持ち出し、活用することができる

9 企業等は、活動区域を含め県有林内に工作物等を設置してはならない。

10 企業等は、毎年度の活動の実績について、年度末までに所長に「活動実績報告書」(別紙様式第5号)により報告するものとする。

11 企業等は、第7の協定書に基づくすべての活動を終了した際には、所長による現地の確認を受け、その指示に従わなければならない。

第8 立木竹等の権利

企業等は、植栽、保育等の作業や施設の整備等により生じる所有権等のいかなる権利を有しないものとする。

第9 活動の経費

活動にかかる経費は、企業等がこれを全額負担するものとする。

第10 森づくり活動の登録

部長は報告を受けた協定内容について、「石川県における企業の森づくり活動に関する指針」のいしかわ企業の森づくり活動台帳(別紙様式6)(以下「台帳」という。)を準用し、登録するものとする。

また協定が破棄又は変更された報告を受けたときは、台帳に反映させるものとする。